

消費生活での留意事項例をご紹介します

【平成30年10月作成(平成30年11月更新)】

事前の備えの例

★保険契約の内容を確かめましょう。

- 火災保険、自動車保険など、災害時に適用可能なケースもあります。
- 契約内容を事前確認するだけで、あわてることが少なくなります。

★家屋の設備の状況などを確かめましょう。

- 例えば、平成25年4月以降、給湯設備（15kg以上）に関し、アンカーボルトでの固定などの措置が求められています。
- そのほか、所有する山林やがけ地などの状況、家の煙突や墓石の耐震性などを確認することも考えられます。

★災害に強い近隣のガソリンスタンドを確かめましょう。

- 地域の交通事情等で、自動車に依存せざるを得ないことも少なくありません。災害に強いガソリンスタンド^(※)の位置を事前に確認しておくことが重要です。

※ 資源エネルギー庁ウェブサイト(住民拠点サービスステーション一覧)を参考にしてください。
(http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/juminkyotens/)

災害発生後における心構えの例

★悪質な勧誘に気をつけましょう。

- 経年劣化の場合は損害保険が適用されないにもかかわらず、保険金を請求して家屋を修繕できるかのような提案がなされるケースなど、悪質な勧誘事案も見受けられます。冷静・慎重な対応が重要です。

★契約をめぐる状況変化に冷静に対応し、適切に行動しましょう。

- 例えば、預けていたクリーニング品が大雨により流失したケースでは、クリーニング店に賠償義務は発生しません。(なお、通常の場合、こうしたケースでは、クリーニング店は、クリーニング料金を受ける権利は失います。)

(備考) 全体として、詳細については、消費者庁ウェブサイトの「災害に関連する主な相談例とアドバイス」等を参考にしてください。

何かお困りごとがあれば。。。

- 一人で悩まずに、消費生活センター等へご相談ください。
消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁番号)

